

平成 23 年 7 月 19 日

「地域コミュニティ組織への普及について」



1・越谷市の 13 地区にあるコミュニティ組織に自治基本条例を推進するためのリーダーか委員会をつくってもら。新たに委員会を設けなくても、例えば、スポーツ・レクリエーション委員会がこれ兼務しても良いと思う。

そしてこのリーダーか、委員会が地域の皆さんに自治基本条例についての推進をしてもらう。13 地区はそれぞれホームページを持っているのでこれを使ったり会報等で広報するのも良いと思う。

集会等に自治基本条例の講師派遣等の用意等もする。

2・地域コミュニティに対し行政側より積極的にアプローチをする。企画課より講師の派遣。
(会合・集会等には現場に行つて自治基本条例の話をする。)

3・自治基本条例ポケット版の活用、これは手前味噌になりますが市政モニターOB会では会長の発案により、このポケット版を財布かパスモの入れ物に入れ常時持ち歩き、折りにふれ、取り出して読む。各活動団体の代表者が集会、会合等でぜひ、これを提唱してほしい。

以 上